

# 令和7年11月市議会 建設水道委員会資料

## 第197号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例の改正理由	2
2 条例の改正内容	2
3 施行期日	2
4 新旧対照表	3
(参考) 現行の長崎市手数料条例の一部改正について	3

建 築 部  
令和7年11月

## 1 条例の改正理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

## 2 条例の改正内容

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和7年9月議会で全部改正を行った長崎市手数料条例における手数料の対象事務の根拠法令として引用する同令の条項を次のとおり改正するもの。

別表第3（第2条関係）

### 12 建築基準法関係

手数料の種類	手数料の対象事務の根拠法令	
	改正後	改正前
(57) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第11項	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項
(58) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第12項	建築基準法施行令第137条の12第7項

## 3 施行期日

公布の日（全部改正条例の施行期日は令和8年4月1日）

## 4 新旧対照表

改正後				改正前			
○長崎市手数料条例 令和7年10月15日 条例第29号				○長崎市手数料条例 令和7年10月15日 条例第29号			
第1条～第7条 [略] 別表第1・別表第2 [略] 別表第3（第2条関係）1～11 [略] 12 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係				第1条～第7条 [略] 別表第1・別表第2 [略] 別表第3（第2条関係）1～11 [略] 12 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係			
区分	単位	金額	根拠法令	区分	単位	金額	根拠法令
(57) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件	26,430円	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項	(57) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件	26,430円	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項
(58) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	1件	26,430円	建築基準法施行令第137条の12第12項	(58) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	1件	26,430円	建築基準法施行令第137条の12第7項
[以下略]				[以下略]			

### （参考）現行の長崎市手数料条例の一部改正について

改正された建築基準法施行令の施行日が令和7年11月1日であり、現行の長崎市手数料条例の一部改正も必要となつたが、特に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分により対応し、本議案と同様の内容を改正した。